

育児休業、介護休暇を取得される方へ

育児休業手当金についてお知らせします

育児休業手当金は、育児休業の承認を受けて休業する際に、育児休業期間中の経済的援助を行うために支給される給付です。

支給期間

原則として「子の1歳の誕生日の前日」まで※支給されます。

※特別の事情に該当する方は、最長1歳6か月まで給付を受けることができますが、「保育所入所」に関する手続については注意が必要です。

パパ・ママ育休プラス

父母共に育児休業を取得する場合は、支給期間が1年を超えない範囲※で、子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金を請求できます。
※母については、出産日及び産後休暇期間、育児休業手当金支給期間を合わせて1年を超えない範囲となります。

支給額

給付は月単位で行います。各月の休業実績を確認した上で、翌月に支給します。

各月の 給付額	=	標準報酬日額	×	支給率※1	×	支給日数
		標準報酬月額 $\frac{1}{22}$ (10円未満四捨五入)		67% (180日目まで) 又は 50% (181日目以降)		土・日を 除いた日数※2

※1: 暫定措置として支給率が引き上げられています。(40%→67%又は50%)

※2: 年末年始や祝日であっても土日以外は支給日数に含まれます。



請求方法

手当金は請求に基づき支給されます。給付要件に該当される方は所属所を通して「育児休業手当金請求書」をご提出ください。また、育児休業の承認期間が変更された場合は「育児休業手当金変更請求書」のご提出をお願いします。
⇒ 詳細は「福利厚生ハンドブック(平成28年1月)」P73からの育児休業手当金のページをご覧ください。

育児休業手当金等の給付上限日額が変更になりました!

① 対象 「保険料の基礎となる標準報酬月額」が下記の月額以上となる組合員についての平成28年8月1日以降の休業期間に係る育児休業手当金及び介護休業手当金。

② 育児休業手当金	保険料の基礎となる標準報酬月額	給付上限日額
	440,000円[第24級]以上(支給率67%の場合)	12,927円
	440,000円[第24級]以上(支給率50%の場合)	9,647円
③ 介護休業手当金	保険料の基礎となる標準報酬月額	給付上限日額
	440,000円[第24級]以上(支給率67%の場合)	12,927円
	440,000円[第24級]以上(支給率40%の場合)	7,718円

介護休業手当金の支給率が引き上げられます

法律が改正され、平成28年8月1日以後に開始された介護休暇に係る介護休業手当金の支給率が、標準報酬日額の「100分の40」から「100分の67」に引き上げられます。

平成28年7月31日以前から引き続き介護休暇を取得している場合は、従来どおり「100分の40」です。



問合せ先 給付貸付課短期給付担当 ☎ 03-5320-6827